

令和8年7月30日

他行庫を支払地とする手形・小切手の入金受付終了に伴う各種預金規定の改定、及び当座勘定（専用約束手形口）の取り扱い中止と当座勘定規定（専用約束手形口用）の廃止のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和8年9月30日（水）をもって、他行庫を支払地とする手形・小切手の各種預金への入金受付を終了することに伴い、下記の規定を改定いたします（令和8年4月24日付け及び令和7年6月24日付けで当金庫ホームページに掲載いたしました『「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて』の一環です。）。

改定内容は、別紙の新旧対照表をご確認ください。また、当座勘定（専用約束手形口）については、取り扱いを中止します。これに伴い当座勘定規定（専用約束手形口用）を下記のとおり廃止いたします。

記

1. 改定する規定

- （１） ・ 当座勘定規定（一般当座用）
 - ・ 流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金）
 - ・ 定期積金規定（スーパー積金）
 - ・ 各種定期預金共通規定
 - ・ 代金取立規定《改定日：令和8年10月1日（木）》
- （２） ・ 納税準備預金規定
《改定日：令和8年7月1日（水）》

2. 廃止する規定

- ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
《改定日：令和8年10月1日（木）》

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店までお願いいたします。

以 上

■「新旧対照表」

・当座勘定規定（一般当座用）

(変更箇所には下線)

改定後	改定前
削除 (以下、項番号を繰り上げます。) <u>1. (当座勘定への受入れ)</u> (1) 当座勘定には、現金のほか、<u>当金庫を支払地とする振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日以前の手形及び振出日が令和8年9月30日以前の小切手、株式配当金領収証で直ちに取立できるもの（以下、手形、小切手、株式配当金領収証を「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行庫を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (4) 略 <u>2. ～ 6. (略)</u> <u>7. (手形・小切手の支払い等)</u> (1) 小切手が支払いのために呈示された場合又は手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日が令和8年10月1日以降であるもの又は振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> (2) ～ (4) (略) <u>8. (手形、小切手用紙)</u> (1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払い場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した手形用紙を使用してください。<u>ただし、使用の際、令和8年10月1日以降を振出日とし、又は振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> なお、小切手については、お客様	<u>1. (当座勘定契約の成立)</u> <u>当金庫は、お客様から金庫所定の当座勘定（一般当座用）（以下「当座勘定」といいます。）にかかる申込書の提出を受け、当金庫が小切手・手形及び入金通帳等を交付するなどしてこれを承諾したときに、当座勘定にかかる契約が成立するものとします。</u> <u>2. (当座勘定への受入れ)</u> (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、<u>利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券</u>で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) ～ (4) 略 <u>3. ～ 7. (略)</u> <u>8. (手形・小切手の支払い等)</u> (1) 小切手が支払いのために呈示された場合又は手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) (略) <u>9. (手形、小切手用紙)</u> (1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払い場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した手形用紙を使用してください。



改定後	改定前
<u>ご自身が店頭窓口で呈示される現金支払、振替、振込等は振出期限に限らず引き続きご利用いただけます。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日以前に振り出された手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (4) (略) (5) <u>当金庫は手形用紙、小切手用紙を交付しません。</u> (6) ～ (7) (略) <u>9. ～ 12. (略)</u> <u>13. (支払保証)</u> 小切手の支払保証はしません。 <u>14. ～ 16. (略)</u> <u>17. (振出日、受取人記載漏れの手形、小切手)</u> (1) 手形、小切手を振り出し、又は為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件を必ず記載してください。もし、小切手若しくは確定日払いの手形で振出日が令和8年10月1日以降であるもの、若しくは振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、<u>当金庫の判断により支払いを拒絶できるもの</u>とします。 (2) (略) <u>18. (線引小切手の取扱い)</u> (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（又は届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、線引小切手記載の振出日が令和8年10月1日以降であるもの、又は振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (4) (略) (5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> (6) ～ (7) (略) <u>10. ～ 13. (略)</u> <u>14. (支払保証に代わる取扱い)</u> 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落します。</u> <u>15. ～ 17. (略)</u> <u>18. (振出日、受取人記載漏れの手形、小切手)</u> (1) 手形、小切手を振り出し、又は為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手若しくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、<u>その都度連絡することなく支払うことができるもの</u>とします。 (2) (略) <u>19. (線引小切手の取扱い)</u> (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（又は届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

改定後	改定前
<u>19. ～ 31. (略)</u> 以 上 (令和 8 年 10 月 1 日現在) 約束手形用法 1. ～ 2. (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件とな っておりますから、<u>必ず</u>記入してくださ い。 4. ～ 7. (略) 削除 以 上 為替手形用法 1. ～ 3. (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要 件となっておりますから、<u>必ず</u>記入してく ださい。 5. ～ 9. (略) 削除 以 上 小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘 定の残高を確認してください。なお、先日 付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこ とになりますからご承知おきください。 <u>ただし、振出日が令和 8 年 10 月 1 日以降 であるもの又は振出日の記載がないものが 呈示されたときは、当金庫の判断により支 払いを拒絶できるものとします。</u> 3. ～ 7. (略) 削除 以 上	<u>20. ～ 32. (略)</u> 以 上 (2024 年 11 月 18 日現在) 約束手形用法 1. ～ 2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件とな っておりますから、<u>できるだけ</u>記入してく ださい。 4. ～ 7. (略) 8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名 押印（お届け印）のうえ請求してくださ い。 以 上 為替手形用法 1. ～ 3. (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要 件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入 してください。 5. ～ 9. (略) <u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記 名押印（お届け印）のうえ請求してくだ さい。</u> 以 上 小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘 定の残高を確認してください。なお、先日 付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこ とになりますからご承知おきください。 3. ～ 7. (略) <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記 名押印（お届け印）のうえ請求してくださ い。</u> 以 上



・流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）

（変更箇所には下線）

改定後	改定前
1. ～ 2. (略)	1. ～ 2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、 <u>当金庫を支払地とする振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日以前の手形及び、振出日が令和8年9月30日以前の小切手、株式配当金領収証で直ちに取立のできるもの（以下、手形、小切手、株式配当金領収証を「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、他行庫を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u> (2) ～ (5) (略)	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証 <u>その他の証券</u> で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (2) ～ (5) (略)
4. ～ 15. (略)	4. ～ 15. (略)
以 上 (令和8年10月1日現在)	以 上 (2024年4月1日現在)

・定期積金規定（スーパー積金）

（変更箇所には下線）

改定後	改定前
1. ～ 2. (略)	1. ～ 2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行庫を支払地とする手形又は小切手は受け入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
4. ～ 19. (略)	4. ～ 19. (略)
以 上 (令和8年10月1日現在)	以 上 (2024年4月1日現在)

・各種定期預金共通規定

(変更箇所には下線)

改定後	改定前
1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行庫を支払地とする手形又は小切手は受け入れません。</u> (2) (略) 4. ～ 15. (略) 以 上 <u>(令和 8 年 10 月 1 日現在)</u>	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) (略) 4. ～ 15. (略) 以 上 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

・代金取立規定

(変更箇所には下線)

改定後	改定前
1. (取扱証券類) <u>(1) 手形、小切手のうち、以下に記載した手形、小切手については令和 9 年 3 月 30 日までは代金取立として取り扱います。</u> <u>【当金庫を支払地とする手形・小切手】</u> ・手形：振出日が令和 8 年 9 月 30 日以前で支払期日が令和 9 年 3 月 31 日以前の手形 ・小切手：振出日が令和 8 年 9 月 30 日以前の小切手 <u>【他行庫を支払地とする手形・小切手】</u> ・手形：支払期日が令和 9 年 3 月 31 日以前の手形 ・小切手：振出日が令和 9 年 3 月 30 日以前の小切手 <u>※ただし、決済する金融機関が振出日を制限している場合は、決済されず返却される場合もあります。</u> <u>(2) 株式配当金領収証については、預金口座へ直ちに受入れができないものは、代金取立として取り扱います。</u>	1. (取扱証券類) <u>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」といいます。）は、代金取立として取り扱います。</u>

改定後	改定前
2. ～ 1 1. (略) 以 上 <u>(令和 8 年 10 月 1 日現在)</u>	2. ～ 1 1. (略) (本文略) 以 上 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

・ 納税準備預金規定

(変更箇所には下線)

改定後	改定前
1. (略) 2. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 (5) ～ (7) (略) 3. ～ 7. (略) 以 上 <u>(令和 8 年 7 月 1 日現在)</u>	1. (略) 2. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 <u>ただし、当店で取り扱うことのできない租税については、納付先宛の信用金庫振出小切手をお渡ししますので、それにより納付してください。</u> (5) ～ (7) (略) 3. ～ 7. (略) 以 上 <u>(2024 年 4 月 1 日現在)</u>

